

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十三号

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を

改正する条例

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例（平成十八年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格事由) 第四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第四十九条から第五十一条第一項(第四号から第九号までに係る部分に限る。)</p> <p>ハ一ホ (略)</p> <p>三十八 (略)</p>	<p>(欠格事由) 第四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第四十九条又は第五十条第一項(第四号から第九号までに係る部分に限る。)</p> <p>ハ一ホ (略)</p> <p>三十八 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。